

ご意見・ご要望		投稿日	平成27年12月10日
件名	寡婦控除について		
本文	<p>シングルマザーで4人の子育てをしてきました。まだ、大学生の子供が一人います。</p> <p>未婚のシングルマザーですが、税金もきちんと納め、子供も社会貢献できる仕事に就いております。法律上の改正が必要ですが、寡婦控除が認められないのは差別に当たると思うので、今後改善されていくか、お聞きしたいと思いました。</p> <p>一人親は、結婚し離婚した親しか該当しないのは、納得いきません。</p>		
回 答		回答日	平成27年12月11日
担当部署	税務部 税務総室 市民税課		
本文	<p>住民税の賦課は地方税法に基づいて行われております。地方税法において、婚姻歴が無かった方には一人親であったとしても、寡婦控除を適用することができません。</p> <p>今後においても、地方税法が改正にならない限り、同じ状況の一人親の方に対し、寡婦控除が適用されることは難しいと思われまます。</p> <p>(電話にてご本人へ直接回答しました。)</p>		